

【自転車通勤のリスク】

健康ブームの流れから来ているのか、緊急時の備えを考えてなのか、ここ数年自転車通勤する人がぐっと増えました。また道路交通法の改正により、歩道と車道の区別があるところでは『自転車は車道を通るのが原則』と周知され、車道を走る自転車が増えました。その結果自動車と自転車の接触事故も増加しており、トラブルも増えています。

会社としては、会社と自宅が近ければ交通費がかからないので自転車通勤してもらほうが助かると思いがちですが、安易に勧められない事情があります。

通勤や業務中の移動に自転車を使用して事故がおこった場合には、通常労災が適用され、労災から治療費や休業補償が支給されます。しかし労災は自社の社員に対する補償だけで、第三者(事故の相手方)に対する保障がありません。

また自動車 vs 自転車の事故の場合は、自動車の方が責任が重いのですが、自転車 vs 歩行者の場合は自転車の方が責任が重くなります。

平成 19 年に信号無視で交差点に進入し横断歩道上の歩行者と衝突、歩行者は頭蓋内損傷が原因で死亡した事故には、自転車運転者に 5,438 万円の賠償額が確定されました。これが通勤途上や業務中の事故で加害者である社員に資力がなければ、その請求の矛先が会社に向けられる可能性があります。

最近では自転車保険も少しずつ整備されてきて、インターネット上で申し込めたりコンビニで加入手続きができるものもあります。月 100 円保険というものもあります。

なかでも私が一番おすすめするのがTSマーク制度。これは自転車安全整備店の看板のある自転車屋さんで自転車の点検と整備を受けると、TSシールを貼ってくれて1年間の傷害保険と最大 2,000 万円の損害賠償保険がつきます。もちろんこれで十分とは言えませんが無保険状態よりマシです。

会社としては何らかの補償制度に加入しその加入員証を提示した社員のみ自転車通勤を認める制度づくりをして、1年に1回は状況確認をする管理が必要ですね。



TSマーク